



JFニュースレター 2021.4.21

新型コロナウイルス関連情報 NO.49

緊急事態宣言発令に対する協会要望について

一般社団法人日本フードサービス協会
会長 赤塚 保正

新型コロナウイルスの感染急拡大によって、各自治体において緊急事態宣言の発令が検討されています。協会は飲食店に対して休業要請あるいは時短営業の要請を行うことは、生活者に多大な影響を及ぼすとともに飲食店も壊滅的な打撃を受けることから、西村康稔 経済財政政策大臣、小池百合子 東京都知事に4月19日付で以下の要請を行いました。

外食産業は食のみならず国民生活を担うインフラ産業であり、仮にも飲食店に対し、休業要請、あるいは週末の休業要請が行われると、生活者に多大な影響を及ぼすため、休業要請は極力、避けていただくようお願いいたします。

仮に、休業要請を行うに至った場合、外食企業各社は壊滅的な打撃を受けることは必至であり、現在の政府、行政による支援だけでは不十分であり、外食店舗の閉鎖、倒産などの経営危機に直面いたします。こうしたことから、以下の支援策を強く要請いたします。

1. 協力金の増額等の要請

政府は飲食店に対する協力金の見直し内容を示しましたが、売上の大きな店舗、そして大企業に対する協力金については、この見直し内容のままでは経営維持も困難なため、さらなる増額とともに迅速な支給を強くお願いいたします。

2. 雇用調整助成金の特例措置の延長

雇用調整助成金の特例措置は6月末までとなっておりますが、緊急事態宣言が発令された場合には、当分の間、さらなる延長を強くお願いいたします。

3. 事業再構築補助金の見直しについて

本補助金は、新たな分野への事業展開や業態転換等を行う場合、建物撤去費用や賃貸物件等の現状回復費などに活用できるものですが、実際には事業計画の条件が厳しいことから、条件緩和を強くお願いいたします。

※なお、緊急事態宣言が発令された場合等の協会対応については、随時ニュースレター等でお知らせいたします。お問い合わせはJF事務局：石井・金丸（03-5403-1060）までお願いいたします。